三　防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること（技術戦略部の所掌に属するものを除く。）。
四　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関すること。
五　防衛装備庁所属の建築物の営繕に関すること。
（監察監査・評価官の職務）
第百八十四条　監察監査・評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。
二　防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算（会計官の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。
三　装備品等及び役務の調達に関する審査に関すること。
四　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）の監査に関すること。
五　防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
六　防衛調達審議会の庶務に関すること。
（装備開発官の職務）
第百八十五条　装備開発官は、命を受けて、装備品等（船舶を除く。）の考案及び試作に関する事務を分掌する。
（艦船設計官の職務）
第百八十六条　艦船設計官は、船舶の考案及び設計に関する事務をつかさどる。

第二目　装備政策部

（装備政策部に置く課等）
第百八十七条　装備政策部に、次の二課及び装備制度管理官一人を置く。
装備政策課
国際装備課
（装備政策課の所掌事務）
第百八十八条　装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　装備政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
三　装備政策部の所掌事務に必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、装備政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（国際装備課の所掌事務）
第百八十九条　国際装備課は、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
（装備制度管理官の職務）
第百九十条　装備制度管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
二　装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
三　秘密の保全に関すること。

第三目　プロジェクト管理部

（プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職）
第百九十一条　プロジェクト管理部に、事業計画官一人、統合装備計画官一人、事業監理官三人及び装備技術官三人を置く。
（事業計画官の職務）
第百九十二条　事業計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　プロジェクト管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　プロジェクト管理に関する制度に関すること。
三　プロジェクト管理に関する研究改善に関すること。
四　前号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務に必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（統合装備計画官の職務）
第百九十三条　統合装備計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　プロジェクト管理（誘導武器及びこれに付随する器材その他陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち二以上の自衛隊において共通して使用される装備品等に係るものに限る。）の実施に関すること（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）。
二　プロジェクト管理の実施に関する事務の総括に関すること。
（事業監理官の職務）
第百九十四条　事業監理官は、命を受けて、プロジェクト管理（前条第一号に規定するものを除く。）の実施に関する事務（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
（装備技術官の職務）
第百九十五条　装備技術官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に係る技術に関する事務を分掌する。

第四目　技術戦略部

（技術戦略部に置く課等）
第百九十六条　技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人及び技術振興官一人を置く。
（技術戦略課の所掌事務）
第百九十七条　技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
三　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること（技術振興官の所掌に属するものを除く。）。
四　技術戦略部の所掌事務に係る制度に関する事務の総括に関すること。
五　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
六　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、技術戦略部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（技術計画官の職務）
第百九十八条　技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　装備品等の研究開発に関する制度の企画及び立案に関すること。
二　装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
三　装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
四　装備品等の研究開発の評価に関すること。
五　装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
六　航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。